



# 国際連帯・貢献税

◆発行・連絡先: グローバル連帯税フォーラム (g-tax) 事務局 ◆

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F オルタモンド気付

Tel: 03-3831-4993 Fax: 03-3335-7815 携帯: 090-3598-3251

## 出国税: 使途に地球規模課題も含めるべき

現在、主に地域の文化・自然を活用した観光資源の整備などに充てる「出国税」が観光庁の検討委員会で議論され、中間とりまとめ案の段階まできて、年末の税制改正大綱に盛り込まれようとしています。

出国税は、利用客が日本から国際線の飛行機で出国するたびに課税されますが、この課税方法は航空券連帯税とまったく同じです。違いは、税収を何に使うか、です。航空券連帯税(国際連帯税のひとつ)は世界の貧困や感染症など地球規模課題のために使います。



ところで、国際線にはもともと一般消費税が課せられていません。それは自国の領土外の消費行為であるためとされています。が、国内線には課税、国際線には免税ということでは税の中立性に反するという問題があります。従って、国際線利用に課税する場合には、税収を単純に自国の課題のみに使うべきではなく、領土主権の外での行為への課税ということで地球規模課題にも使うべきなのです。こうした考えは租税法のオーソリティーである金子宏・東京大学名誉教授が 1990 年代末から提唱していたものです。

従って、私たちは出国税での税収の何割かは、地球規模課題である「感染症対策または温室効果ガス対策」に使うべき(どちらもグローバル化した航空網の発達と関連している)、と提案します。

ところで、外務省が研究委託した「国際連帯税の制度設計等、研究」の報告書(本年 3 月)でも、「出国時課税」が検討課題の一つとしています。以下は、主な課税方式についての報告書からの抜粋です。

### ●国際連帯税の検討対象となる課税方式

課税方法	主な選定理由
航空券連帯税	・海外で既に導入事例があり、検討の参考となるデータや資料等が比較的豊富なため。
金融取引税	・現在 EU で導入の検討が進められており(一部簡易的手法で導入している国あり)、検討の参考となる資料等が比較的豊富なため。
炭素税	・フランスの「ランドー委員会」や国連において航空券連帯税、金融取引税等とともに検討されているため。
旅券手数料への課税	・航空券連帯税と同様、海外渡航による感染症リスクへの責任分を負担するため。

また、その他の地球規模課題解決に資する多様な資金調達方法(出国時課税、マイル寄付制度)についても制度設計案を検討した。

<外務省の研究委託は、こちら>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000244681.pdf>